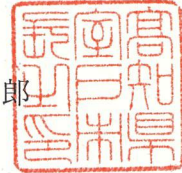


地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表について

令和6年度室戸市立市民館管理委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表します。

令和6年3月22日

室戸市長 植田 壯一郎



記

(1) 物品又は役務の名称及び数量	令和6年度室戸市立市民館管理委託業務
(2) 契約者の決定方法及び選定基準	見積額が予定価格内であった場合、契約を締結する。高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第1項に該当するシルバー人材センターであること。
(3) 見積書の提出場所及び提出期限	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 人権啓発課 令和6年3月27日 15時必着
(4) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地	室戸市浮津25番地1 室戸市役所 人権啓発課 TEL 0887-22-5115